提出者	No.	賛否	コメント（賛成･反対の理由や具体的な代替案をご記載ください）
電気事業連合会	1	反対	本再提案においては、サステナビリティ情報と財務諸表のつながりの観点から、合理的な方法により期間調整を行い、指標の算定期間を報告期間に合わせることになるが、GHG排出量算定において、諸元を含めたデータの期ずれが完全に解消されるわけではなく、作成者の実務負担及びコストの増加に見合うだけの情報の有用性が確保されるものではないと考える。 2024年3月公開草案においても、報告期間の差異が１年を超える場合、乖離した期間におけるGHG排出に関する重大事象、変化についての内容、影響の開示を求めており、財務諸表とのつながりは担保されていると考えられるため、妥当性の観点から2024年3月公開草案における提案を採用いただくことを希望する。 以下に本再提案に係る実務における問題点、課題を記載する。 ・温室効果ガスの排出量算定の実務において、正確に算定を行うため、算定統括部門と各事業所等の間で燃料消費量、電力使用量、その他活動量等、多岐にわたるデータのやりとり、確認が発生しており、現状のSHK制度の7月末提出のスケジュールにおいても負担が大きい状況である。 ・算定スケジュールの前倒しは、さらに実務負担、コストの増加につながり、また、合理的に期間調整を行う方法として、6月末にSHK提出を待たずに暫定値で公表することも考えられるが、その後SHK提出までにデータの修正が発生する可能性もあり、かえってデータの正確性、一貫性が損なわれ、有用性が低い情報となる可能性がある。 ・加えて、GXリーグ参加企業においては、GX-ETS実績に係る保証対応、第２フェーズ以降は排出枠割当申請の保証対応が本件に係る保証対応と重なることが考えられ、保証機関を確保できない可能性や保証受審に想定以上に時間を要する可能性がある。 また、現状において他制度や手続き面で以下の課題があるため、関係省庁への働きかけをお願いしたい。 ・SHK制度において、実際に行政報告される数値は諸元データをEEGSに入力してみないと分からないため正確性を保証できないことに加え、EEGSは7月に入ってもシステム更新がなされることがある。さらに、EEGS報告後に行政の受理メールが来るまでに1か月程度要することもある。 ・需要家が再エネのメニュー別係数を使用してスコープ２を算定する場合、国からの係数の公表が７月の現状においては、算定期間を合致させることはできないと考えられる。 ・なお、需要家が残差メニューの係数でスコープ２を算定する場合は、報告対象年度に対して前年の係数を使用し算定している状況である。このことからも算定期間を合致させることの有用性に疑問。